

技能資格取得研修補助事業

2018年4月～2019年3月

技能資格取得研修補助事業は、「海事系」および「非海事系」がありますので、間違わないようにしてください。

1. 「海事系」技能資格取得研修

(1) 補助対象者(次のすべての条件を満たすことのできる方)

- ① **海員組合の組合員**またはJSS賛助会員。
- ② 海員組合内外を問わず、他の制度による当該科目研修に関する補助を一切受けず、自費で受講する方。
- ③ 以下の研修機関で受講される方
(一財)全日本海員福祉センター
(独法)海技教育機構海技大学校(海技士教育科) 九州海技学院
(一財)尾道海技学院 (一財)関門海技協会 (一社)広島海技学院

(2) 研修補助給付金および研修交通費補助金

- ① 「海事系」技能研修の受講料は、原則的に全額補助しますが、定員の左側に*印のついた研修は本人負担が発生します。
- ② 受講のため宿泊を伴う場合は、自宅から研修機関までの、往復の交通費実費相当額を支給します(タクシーを除く)。航空機を利用した場合は、航空機利用証明となる領収書および搭乗券の提出が必要です。

(3) 申請手続き

- ① 申込締切日までに、最寄りの海員組合支部またはJSSに、すべての必要事項を記入した「海技資格・技能講習 受講申請書」を提出してください。「海技資格・技能講習 受講申請書」は、海員組合各支部およびJSSにあります。(JSSのホームページにてダウンロードすることもできます。)
- ② 受講審査により受講資格が決定した後、「技能研修受講決定通知」および「研修受講案内」がJSSから郵送されます。定員を超える申請があった場合は、審査基準に従って受講者を決定します。**なお、受講料を本人が立て替える必要はありません。**
- ③ 受講案内に従い、受講してください。研修後、「研修補助・交通費補助申請書」に申請者名、公共交通機関の合理的な交通順路、補助給付金の振込口座などすべての必要事項を記入し(航空機を利用した場合、それを証明する領収書および搭乗券が必要)、最寄りの海員組合支部又はJSSへ提出してください。
- ④ JSSは、受講者から「研修補助・交通費補助申請書」その他を受け取った後、受講料・交通費を審査し、間違いないことを確認したうえで、申請者が指定した銀行口座へ交通費実費相当額を送金します。

JSS 主催 海事系技能研修

科目	定員	実施期間	申込締切日	実施期間	申込締切日	実施研修機関	
一級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2018年9月26日(水)～10月12日(金)	9月14日	2019年3月27日(水)～4月12日(金)	3月14日	尾道海技学院	
二級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2018年9月12日(水)～9月28日(金)	8月30日	2019年3月13日(水)～3月29日(金)	2月28日		
三級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2018年8月18日(土)～9月3日(月)	8月3日	2019年3月1日(金)～3月17日(日)	2月15日		
四級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2018年5月9日(水)～6月4日(月)	4月19日	2018年10月31日(水)～11月26日(月)	10月11日		
	10	2019年2月8日(金)～3月6日(水)	1月22日				
五級海技士(航海・機関)短期特訓道場	10	2018年5月16日(水)～6月4日(月)	4月24日	2018年6月12日(火)～7月1日(日)	5月23日		
三級海技士(航海・機関)口述試験対策講習 ※受講される方は前もって国家試験の受験申請を各自で済ませておいてください。	10	2018年4月25日(水)～4月29日(日)	4月12日	2018年7月18日(水)～7月22日(日)	7月5日		
	10	2018年10月24日(水)～10月28日(日)	10月11日	2019年2月19日(火)～2月23日(土)	2月6日		
四・五級海技士(航海・機関)口述試験対策講習 ※受講される方は前もって国家試験の受験申請を各自で済ませておいてください。	10	2018年4月17日(火)～4月21日(土)	4月5日	2018年7月10日(火)～7月14日(土)	6月28日		
	10	2018年10月19日(金)～10月23日(火)	10月5日	2019年2月13日(水)～2月17日(日)	1月31日		
免許講習 上級機関英語(七日間)	10	2018年10月22日(月)～10月28日(日)	10月10日				
免許講習 上級航海英語(九日間)	10	2018年10月25日(木)～11月2日(金)	10月10日				
一級小型船舶操縦士 ※所有している海技免許により、実施期間が異なります。	30	2018年5月20日(日)～5月24日(木)	5月9日	2018年8月26日(日)～8月30日(木)	8月15日		関門海技協会
	30	2019年2月17日(日)～2月21日(木)	2月6日				
	30	2018年10月16日(火)～10月19日(金)	9月28日				
マリン整備士(尾道海技学院による認定証)	* 10	2018年5月8日(火)～5月26日(土)	4月26日	2018年10月9日(火)～10月27日(土)	9月27日	尾道海技学院	
潜水技能研修(学科・実技)	* 10	2018年9月23日(日)～10月2日(火)	9月13日				
船舶料理士	10	2018年10月9日(火)～10月12日(金)	9月25日			海員福祉研修会館(東京)	
船内調理初級者研修	12	2018年6月12日(火)～6月14日(木)	5月29日	2018年12月4日(火)～12月6日(木)	11月20日	国立清水海上技術短期大学校	
船内調理中・上級者研修	7	2019年2月5日(火)～2月8日(金)	1月22日				

2. 「非海事系」技能資格取得研修

※「非海事系」は2017年4月から自動車関連7科目のみとなります。

- ①大型自動車 ②大型特殊自動車 ③車両系建設機械 ④フォークリフト ⑤玉掛 ⑥移動式クレーン ⑦クレーン運転士

(1) 補助対象者(次のすべての条件を満たすことのできる方)

- ① **海員組合の組合員**
- ② 海員組合内外を問わず、他の制度による当該科目研修に関する補助を一切受けず、自費で受講する方。
- ③ 以下の研修機関で受講される方
船員保険・雇用保険の教育訓練給付対象研修機関
- ④ 組合による雇用のセーフティネットとして位置付けられていることから、企業倒産、規模縮小、廃業あるいは会社都合で離職せざるを得ない、又はその恐れがあると認定できる方(認定は、申請者を担当する海員組合支部機関の長が行います)等、雇用問題に直面し、**真に研修を必要としている全日本海員組合の組合員のみ対象**です。受講については、申請した組合員を担当する組合支部機関にて事前審査があります。

(2) 研修補助給付金および研修交通費補助金

- ① 研修補助給付金(受講料・教材費)は、上限15万円です。
- ② 受講のため宿泊を伴う場合は、自宅から研修機関までの、往復の交通費実費相当額を支給します(タクシーを除く)。航空機を利用した場合は、航空機利用証明となる領収書および搭乗券の提出が必要です。

(3) 申請手続き

- ① 本人から当該研修機関へ連絡し、研修開催の有無などを確認のうえ、**直接申込**を行ってください。
- ② 「海技資格・技能講習 受講申請書」に必要事項を記入して、海員組合支部へ提出してください。
研修開始以降の受講申請は受け付けません。予めご了承ください。
「海技資格・技能講習 受講申請書」は、海員組合各支部およびJSSにあります。(JSSのホームページにてダウンロードすることもできます。)
- ③ 「海技資格・技能講習 受講申請書」を審査し、給付補助が決定したら、JSSから本人宛に、「海技資格取得研修補助決定通知」および「研修補助・交通費補助申請書」を郵送します。
なお、研修費用については、本人が研修機関へお支払い下さい。(領収書を発行してもらい、受講後の精算時まで保管して下さい。)
- ④ 研修機関からの案内に従って受講してください。
- ⑤ 受講後、次に掲げる全ての資料(イ、ロ、ハ、ニ)をJSSまで送付してください。
イ. 必要事項すべて(申請者名・送金銀行口座など)を記入した「研修補助・交通費補助申請書」
ロ. 研修機関から発行された領収書の原本
ハ. 免許証写し
ニ. 航空機を利用した場合は、航空機利用証明となる領収書および搭乗券
- ⑥ JSSは、⑤の書類等を受け取った後に審査を行い、申請者が指定した銀行口座へ補助給付金総額を送金します。

